

『平成の御代』を

防人の眼で振り返る

元空将 織田 邦男

四月末で「平成」の御代が終わる。この四月号が平成最後の「新現代防人考」になるので少し寂しい気がする。この機会に「平成」の御代を振り返ってみる。

昭和六十四年一月七日、昭和天皇が崩御され「平成」の御代が始まった。同年六月、中国では天安門事件が発生し、

十一月にはベルリンの壁が崩壊した。十二月三日、四十数年にわたり第二次世界大戦後の世界を二分した冷戦がマルタ島での米ソ首脳会談で終焉した。「平成」は冷戦終焉と共にやってきたと言える。

これで平和な時代がやって来ると誰もが確信した。自由と民主主義が勝利した高揚感

もあり、フランシス・フクヤマが書いた「歴史の終わり」は大ベストセラーになった。だが、予想は見事に裏切られた。

平成二年八月二日、イラク軍が突如クエートに侵攻した。冷戦が終わり、自由主義陣営が勝利に酔いしれている時、明らかな侵略行為をイラクが行ったのだ。国際社会はこれへの対処が冷戦後の世界新秩序構築の試金石と捉え、素早く対応した。国連安保理は即時無条件撤退を求める決議を採択し、経済制裁のみならず、米国を中心とする多国籍軍にイラク軍撃退の武力行使権限を与えた。

日本は米国からの協力要請に対し、右往左往するばかりで国会は空転した。自衛隊を後方支援に派遣する「国際平和協力法案」を提出したが、

合意が得られず廃案となった。代わりに、日本政府は百三十億ドルの資金を差し出した。国際社会と共に「汗を流す」ことを拒否した格好とな

った。

人的貢献を拒否し、金で解決しようとする日本の姿勢に、国際社会は「小切手外交」と揶揄し、米国は「身勝手」「自由と民主主義の価値観を共有しない」と怒り、もはや「同盟国とは見なさない」と日本を突き放した。戦争終結後、クエート政府が全世界の大手新聞に、湾岸戦争に協力した国への「感謝広告」を載せたが、そこには「日の丸」はなかった。

慌てた政府は翌年四月、海自掃海艇など六隻をペルシヤ湾へ派遣した。自衛隊法の「機雷等の除去」を根拠に派遣したものであり、自衛隊に



織田 邦男（おrita・くにお） 織田コンサルタント代表、国家戦略研究所所長、東洋学園大学客員教授、日本戦略研究フォーラム政策提言委員。元空将。昭和二十七年生まれ。兵庫県明石市出身。四十九年、防衛大学校卒業後、航空自衛隊入隊。五十二年、F4戦闘機操縦者として第六航空団（小松）に勤務。米スタンフォード大学客員研究員、第二航空団飛行群司令や航空支援集団司令官（イラク派遣航空部隊指揮官を兼務）などを経て平成二十一年に退職。同年から三菱重工防衛・宇宙ドメイン顧問に就任し、二十九年に退職。本誌平成二十一年十一月号から二十七年二月号までペンネーム「宇佐静男」で『現代防人考』を寄稿。著作集・<http://aimings-high.web.fc2.com/archive.html>



衆院本会議で自衛隊の国連平和維持活動（PKO）協力法案が可決。この法案に反対する社会民主党や共産党などが参院本会議で関連採決など4日間の徹夜国会となった（時事）

降、犠牲者は千二十三名に上っていた。紙面は日本への侮蔑で埋め尽くされ、最後に、「日本はようやく国際協力に汗を流すようになったと思っていたが嘘だった。臆病者は家に帰ってろ」で締めくくられていた。政治の無手無脚が自衛官の汗を無駄にしてしまう

様を見て涙が出た。これ以降、日米関係は破綻し、「同盟漂流」「失われた二十年」が始まった。この年、大統領に就任したビル・クリントンの選挙キャンペーンは「冷戦は終わった。そして日本が勝利した」であった。クリントン政権のベーカー國務長官は「日米グローバル・パートナーシップは潰えた」と公言した。

臣（当時）をUNTAAC（国連カンボジア暫定機構）の明石康特別代表のもとに送り、日本の担当場所が危険だから変えてくれと要求した。筆者は米国留学中、現地での記

事を読んで目から火が出るほど恥ずかしい思いをしたの思い出す。米誌によると、この時点でカンボジアPKOの犠牲者は既に百七十名出ており、国連PKOが始まって以

とにかく米国で体験した「嫌日感情」は凄まじかった。政治状況は軍と軍の関係にまで影響が及ぶ。日米共同訓練の回数は激減し、規模も縮小された。これまで空自操縦者を米空軍F15部隊に交換

とって初の海外実任務となった。

ペルシャ湾では、平成三年二月末の戦闘停止直後から、八カ国が掃海作業に従事していた。六月六日以降、七月二十日までに海自部隊は十七個の機雷を処分した。大半の部隊は掃海終了を宣言して帰国したが、サウジアラビア政府の要請に基づき日本は米国、サウジアラビアと共に、掃海作業を継続した。新たに十七個の機雷処分を行い、合計三十四個の機雷を処分した。

「戦場へ来い！」

海自隊員は炎暑に砂嵐という劣悪な環境下、規律正しく

黙々と任務にあたり、各国海軍が処分できなかった難しい機雷を見事に掃海して日本の意地をみせた。だが各国の評価は「Too Little, Too Late」（貢献が遅くて小さい）と手厳しかった。友好親善で寄港した多国籍軍海軍パーティーの席上、「何故、日本は多国籍軍に参加しなかったのか」と詰問された海自幹部は「憲法九条」を説明した上で、「日本は老若男女を問わず、一人当たり百ドルの税金を集めて作戦を支援した」と説明した。それを聞いていた海軍将校は真っ赤になって怒り出し「では、俺がお前に百ドルや

るから、今すぐ戦場に来い」と詰ったという。海自幹部は涙を流して悔しがった。

「臆病者は帰れ」

平成四年六月、ようやく「国連平和維持活動法（PKO法）」が成立し、同年九月、カンボジアPKOに自衛隊が派遣された。国際社会のために、ようやく汗を流すようになった日本であったが、更に痛手を被るのに時間はかからなかった。

平成五年四月、国連ボラティアの中田厚仁氏が何者かに襲われ殉職。五月には文警察要員の高田晴行氏が殉職する。慌てた日本政府は自治大

幹部として派遣していたが、これも閉め出された。

自衛隊と米軍の関係が元に戻るには、平成十三年の米軍同時多発テロまで待たねばならなかった。

冷戦は核戦争の脅威があったものの、冷たい平和を享受できた。冷戦後、これまで抑えられていた民族紛争、宗教対立、南北格差、大量破壊兵器の拡散等の問題が一挙に噴き出した。これを象徴する事件が米軍同時多発テロだった。

湾岸戦争時の不手際を反省した日本の対応は早かった。同時多発テロから一カ月半で「テロ対策特別措置法」を成

れがそうである。

災害派遣でも、自衛隊は県知事の要請がなければ自ら判断して勝手に動けない規定になっていた。この大震災では、県の役所自体が被災し、機能不全に陥った。また地方自治体は自衛隊を忌避するあまり、防災訓練さえも実施していなかった。このため自衛隊への災害派遣要請は大幅に遅れ、初動の遅れにつながった。

財産権が優先

陸自部隊は、出動準備を完了していたが動けず、県知事からの要請を切歯扼腕しながら待っていた。準備でき次

立させ、二カ月半で海自の補給艦、掃海母艦、護衛艦をインド洋向け出航させた。空自も国内外で米軍の航空輸送活動を支援した。これらの努力は高く評価され、少なくとも「同盟漂流」から脱することできた。米軍が自衛隊を同盟軍と呼ぶようになったのはこの頃からである。小泉ブッシュの蜜月関係は自衛官の汗によって作られたといっても過言ではない。

「平成」の御代は殊の外、災害が多かった。自衛隊が災害派遣に大活躍した時代でもある。この五年だけをとっても災害派遣回数は既に二千六百回を超える。自分の家族が

第、速やかに出動できれば、もっと多くの国民を救助できたと、陸自中部方面総監は記者会見で男泣きした。これを機に規則は改正され、震度五以上では要請を待たずして自動的に出動できるようになった。

自衛隊法は「軍による安全」ではなく、「軍からの安全」の発想が根底にある。旧軍が独走した教訓を背景に羹に懲りて膾を吹くような不信感によって組み立てられている。

犠牲者が出なければ法律が改正されない現実は今も変わらない。現行法制では、有事の際に初動対応が遅れること

被災しているにもかかわらず、黙々と災害派遣に応ずる自衛官の真摯な姿は、国民の共感を呼び、自衛隊に対する認知度を向上させて存在感を増した。今や九〇%以上の国民が自衛隊の存在を是とし、国民のアンケイトでは最も信頼できる組織として自衛隊が一位の座を占めた。

ここに至るも決して平たんな道ではなかった。災害派遣と言えども、雁字搦めに縛られた法的規制によって、自衛隊は自在に動けなかった。その結果、国民が大きな犠牲を払う事態が実際に起きた。平成七年一月十七日に発生した阪神・淡路大震災の初動の遅

は否めない。国が滅んでから憲法や法律を改正しても、手遅れであることを先ず国民は自覚すべきである。

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災での自衛隊の八面六臂の大活躍は改めて伝えるまでもない。不合理な法体系が表沙汰になるにつれ、徐々に規則は改善されつつあるが、まだまだ残された課題は多い。

例えば、災害救助活動に向かう自衛隊が、道路に横たわる瓦礫や倒壊した家屋によって行く手を阻まれても、自衛隊はこれを勝手に片づけるわけにはいかない。非常時であっても、個人の財産権が自衛

隊の行動より優先されるからだ。次の犠牲が出るまで議論されない状態は政治の不作為なのだがこれが現実だ。

画期的な7法

不十分ながらも、「平成」の御代で防衛法制が大幅に改善されたことも指摘しておかねばならない。

平成十四年九月に誕生した小泉政権は、過去の懸案を大幅に改善した。平成十六年六月に成立した「事態対処法制関連七法」がそうである。

自衛隊は憲法上の縛りや過去の経緯から、防衛出動が下令されて初めて自衛隊は「軍」になる仕組みである。防衛出

動が下令されない限り「警察権」行使に制限され、決められたこと以外は何もできない。「警察」の予備に過ぎないのだ。

にもかかわらず、有事が発生した場合の「防衛出動」下令手順やそれを可能にする「武力行使事態」認定の要件や手続き等は、全く定められていなかった。

冷戦中の自衛隊は、実は「張り子の寅」に過ぎなかったのだ。誰も自衛隊の出動など真面目に考えてこなかったと言える。本当に有事が起こらなくて良かった。

この「七法」によって、憲法の制約はあるものの、有事

の時にどのようなようにして自衛隊に行動を命ずるかを具体的に明確にしたのは画期的な事だった。

平時における弾道弾ミサイル対応もそうである。わが国に飛来するミサイルを撃墜する装備を有していても、政治が自衛隊に撃墜を命じなければこれを撃墜できない。平成十八年三月、「弾道弾ミサイル等に対する破壊措置」が規定され、自衛隊が「破壊措置」を実施する根拠ができた。この他、統合幕僚監部を発足させ、統合運用体制に移行させたことも画期的な事であった。

平成十八年九月、安倍政権

が誕生し、翌年に辞任するまでの一年間、これまで念願であった防衛庁の「省」昇格、そしてPKOの「本来任務化」が実現した。米国との「秘密軍事情報保護協定(GSOMIA)」が締結されたことも大きな前進だった。

その後、福田政権、麻生政権と続き、平成二十一年九月に自民党が下野した。その後は、鳩山政権、菅政権、野田政権と「回転ドア」のように政権がクルクル変わり、日本の存在感は地に落ちた。

平成二十四年十二月、再び安倍政権が誕生し、日本の安全保障は大幅に高まった。平成二十五年四月、国家安全保

障会議を設置し、同年十二月、国家安全保障戦略を初めて策定した意味は大きい。平成二十六年四月には「武器輸出三原則」に代えて「防衛装備移転三原則」を決定し、原理主義的な政策から現実的な政策に変更した。同年十二月、特定秘密保護法を施行したのも「普通の国家」への一歩として評価できる。

平成二十七年九月、「平和安全法制」を可決成立させたことは、特に大きな功績であった。これまで日本を防衛するために活動中の米軍を日本が守ることができないという身勝手な異常な状態を、不十分ながらも是正したことは、日

本の安全に大きく貢献したと評価できる。

「平成」の御代はやがて終わるが、我が国を取り巻く安全保障環境はますます厳しくなる。中国の覇権主義は今後も続くだろう。北朝鮮は決して核を放棄しないし、韓国は従軍慰安婦財団の解散、旭日旗排除事件、徴用工判決、そして火器管制レーダー照射と日本に対して平気で牙を剥くようになった。

この国を守るのは日本人である。国民一人一人がこの日本を守り抜き、次の御代に受け継ぐとの当事者意識を持ってこれからも尽力していきたいものだ。